

Title	生物多様性条約と知的財産制度の調和に関する一考察
Author(s)	加藤, 浩
Citation	年次学術大会講演要旨集, 25: 900-903
Issue Date	2010-10-09
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/9435
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

生物多様性条約と知的財産制度の調和に関する一考察

○加藤浩（日本大学大学院知的財産研究科）

1. 生物多様性条約と知的財産制度

1992年の地球サミットで各国首脳によって署名された生物多様性条約¹（CBD）には、各国が自国の遺伝資源に対する主権的利益を有することを確認し、遺伝資源の研究等から生ずる利益を、遺伝資源の提供国に公正かつ衡平に配分すべきことが規定されている。

しかし、生物多様性条約には、利益配分についての具体的な枠組みについて何ら規定されていないことから、遺伝資源の原産国（主に途上国）は、現状では利益配分が進まないという認識の下、利益配分が確実に行われるための「国際的な制度作り」を強く求めている。そのための一つの方策として、途上国は、特許出願に遺伝資源の原産国を開示させることで、自国の遺伝資源を使用した出願であることを明確にし、その出願人に直接、利益配分を要求できるようにしたいと考えている。しかし、遺伝資源の開示要件の義務付けは、従来の特許制度の枠組みからは説明が十分つかないものと考えられる。

このような状況下、生物多様性条約と知的財産制度を巡る国際的な議論の動向を踏まえ、今後、生物多様性条約と知的財産制度の調和について考えていくことが必要である。

本稿は、間もなく開催される生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を前に、これまでの生物多様性条約と知的財産政策の歴史的経緯を整理し、今後の議論に向けた参考情報を提供するものである。

2. 生物多様性条約と知的財産制度の経緯**（1）1980年代～1990年代前半****【生物多様性条約】**

生物多様性条約に向けた検討は、1987年に、国連環境計画（UNEP）によって開始された。その背景には、国際自然保護連合（IUCN）などの環境保護団体の要請があった。その後、専門家会合や、政府間条約交渉会議における国際的な交渉を経て、1992年、ケニアのナイロビで開催された会議において生物多様性条約が採択された。そして、同年、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議（UNCED、地球サミット）で調印され、1993年に発効された。生物多様性条約には、利益配分などの重要な規定が含まれているにも関わらず、比較的短い期間に交渉を終えて条約が成立している点は、政策決定プロセスの在り方を検討する上で、注目すべき事例である。

¹ 生物多様性条約（CBD）の原文は、(<http://www.biodiv.org/convention/articles.asp>)を参照。

【知的財産政策】

このころの知的財産政策は、課題の多い激動の時期にあった。その原因の一つは、GATT・ウルグアイ・ラウンド交渉（1986年～1994年）である。ウルグアイ・ラウンド交渉の最初の2年間は、マンデート論（ガッタビリティ）として、知的所有権の問題をGATTで議論すべきか否かについて議論されたため、具体的な議論に入ることができなかった。しかし、1989年の中間レビューにおいて、マンデート論はウルグアイ・ラウンド終結時に結論を出すことで合意され、これにより、具体的な議論が開始されることとなった。

別の原因としては、日米二国間交渉が挙げられる。米国では、1980年代半ばに先端技術分野の貿易収支が輸入超過に移行して以来、特許を重視する政策（プロパテント政策）が推進されている。とくに、日米間においては、日米半導体摩擦などの問題が発生する中、米国企業の一部から、日本における特許保護が十分ではないという指摘があり、日米二国間交渉が開始された。交渉の経緯としては、日米貿易委員会（1988年～）、日米構造協議（1989年～）、日米包括経済協議（1993年～）という方向に交渉が進展し、日本における特許保護の問題点を含めて日米間において議論がなされた。具体的には、日本は特許審査が遅い、クレームが狭い等、審査実務に関する内容が多く含まれていた。

さらに別の原因としては、植物品種の保護に関するUPOV条約の改正交渉が挙げられる。日本は1980年にUPOV条約を批准したが、UPOV条約には、二重保護禁止規定として、植物品種は種苗法で保護し、特許の対象から除外する規定が盛り込まれていたため、その解釈や条約改正の方向は、重要な関心事項になっていた。そして、最終的には、二重保護禁止規定の撤廃に至り、1991年に改正条約が合意された。その後、1998年において、1991年改正条約が発効するまでの間、国内においても議論が行われた。

【考察】

生物多様性条約は、比較的短い期間に交渉を終えて条約が成立しているが、その背景には、知的財産政策について課題の多い時期であり、生物多様性条約に関する検討が知的財産権保護の観点から十分に行えなかったことが考えられる。したがって、多くの先進国にとって、生物多様性条約における利益配分の規定については、必ずしも十分な理解が得られていたとはいえない状況にあった可能性が考えられる。このような経緯が、現在まで生物多様性条約と知的財産政策の調整が難航していく原因の一つであったことが考えられる。

（2）1990年代後半

【生物多様性条約】

生物多様性条約に関する規定について、国際的な実現に向けた取り組みが行われた時期であり、具体的な課題については、締約国会議を通じて検討が進められていた。たとえば、生物多様性条約に規定されるバイオセーフティに関して、1999年にコロンビアのカルタヘナで開催された締約国特別会議でカルタヘナ議定書が討議され、2000年にカナダのモントリオールでカルタヘナ議定書が採択されている。日本では、1995年に生物多様性国家戦略を策定し、生物多様性条約に関する規定の実現に向けた取り組みが推進されることになった。また、生物多様性条約の発効以来、日本は最大の拠出国であり、条約の実現のため、多額の財政的支援を行っていた。

【知的財産政策】

1995年にTRIPS協定が成立し、日本では、その後、TRIPS協定を遵守するための国内制度の改正などが行われている。TRIPS協定に関する日本の履行状況については、1996年に「日本の外国レコードの遡及保護」が不十分であるとして、米国からTRIPS理事会に提訴されたことがあったが、著作権法改正により、パネルの設置に至る前に紛争終結に至っている。また、日本以外にも、多くの国において、TRIPS協定の履行をめぐる紛争が発生し、TRIPS理事会への提訴を経て、パネルの設置に至った事例もある。

【考察】

この時期は、生物多様性条約の分野も、知的財産政策の分野も、各々の制度の国際的な実現・履行に向けた時期であり、両者間の直接的な議論や調整などは比較的少ない情勢にあった。

(3) 2000年代～

【生物多様性条約】

2002年の「ボン・ガイドライン」以降、生物多様性条約と知的財産政策との調整の必要性が顕在化し、締約国会議を通して、積極的に国際的な議論が展開されていった。

2002年、第6回締約国会議（COP6）において、加盟国は知的財産の申請における遺伝資源の原産国開示を奨励する手段をとるべき旨合意された。（ボン・ガイドライン）

2004年、第7回締約国会議（COP7）において、①特許出願における原産国開示、②PIC、③国際証明について検討することが合意された。

2006年、第8回締約国会議（COP8）において、「国際的な枠組み」の作成に向けて、検討を行い、報告を行うことが合意された。

2008年、第9回締約国会議（COP9）において、概念、定義、産業分野別分析について議論すること、COP10で議論を終結させることが合意された。

2010年、第10回締約国会議（COP10）において、議論の終結に向けて、議定書案が検討される予定である。

【知的財産政策】

2001年のドーハ閣僚会議以降、生物多様性条約と知的財産政策との調整の必要性が強調され、TRIPS理事会を通して、積極的に国際的な議論が展開されていった。

2001年、ドーハ閣僚会議（第4回閣僚会議）において、TRIPS協定と生物多様性条約との関係や、伝統的知識・フォークロアの保護については、TRIPS理事会で検討することとされた。

2005年、香港閣僚会議（第6回閣僚会議）において、インドよりTRIPS協定と生物多様性条約との関係が強く求められたことから、「検討プロセスの強化」などが合意された。

2006年、TRIPS理事会において、インド、ブラジルが、TRIPS協定改正テキストを提出し、多くの途上国グループがこれを支持した。日本は、データベースの改善、事例に基づく議論を提案し、米、加、

豪、NZなどは、日本の提案に同意した。

2007年、TRIPS 理事会において、アフリカグループ、LDCグループが、インド、ブラジルのTRIPS 協定改正テキストの共同提案国になることを表明した。

2008年、TRIPS 理事会において、途上国グループ、アフリカグループ、LDCグループは、TRIPS 協定改正テキストに関する議論をすべきである旨主張した。日、米、加、豪、NZ、韓国は、データベースの改善、事例に基づく議論をすべきである旨主張した。

2009年、TRIPS 理事会において、スイス、EC、ブラジル、中国などから、パラレリズム論が提案された。これは、地理的表示の問題（多国間通報登録制度の創設、地理的保護の追加的保護の拡大）もドーハラウンドの一括交渉受諾項目として並行的に取り扱うべきであるという考え方である。これに対し、米、日、豪、加、NZ等は、これらを同列に扱うべきでなく、個別に議論すべきであるという立場から、パラレリズム論に反対した。

【考察】

この時期は、生物多様性条約と知的財産政策との調整の必要性が顕在化し、国際的な議論が非常に高まった時期である。利益配分に向けた国際的な枠組みが議論の中心にあったが、特許申請における遺伝資源の出所開示の問題も議論の対象になっていた。このような国際的な議論が高まった状況にもかかわらず、生物多様性条約と知的財産政策の調整の問題は、収束に向かう方向にない。むしろ、「パラレリズム論」の議論が新たに追加されるなど、議論が複雑化している面もある。

3. まとめ

生物多様性条約において、遺伝資源の研究等から生ずる利益を、遺伝資源の提供国に公正かつ衡平に配分すべきことが規定されており、この点で、生物多様性条約と知的財産制度の問題においては、両者のバランスを検討することが必要である。

現在、生物多様性条約第10回締約国会議における議論の行方に関心が高まっているが、COP10の終了後においても、生物多様性条約と知的財産制度の問題について国際的な議論を深め、両者の最適なバランスを目指して対応策を検討していくことが必要であると考えられる。

今後とも、知財政策と環境政策のバランスを重視し、知的創造サイクルと環境保全サイクルを共進化した「環境調和型・知的創造サイクル」の実現を目指すべきであると考えられる。

参 考 文 献

1. 隅蔵康一編「知的財産政策とマネジメント」（白桃書房）2008.3 【第8章】
2. 特許庁「特許行政年次報告書（2010年度版）」2010年6月
3. (財)バイオインダストリー協会「生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業」
4. 加藤浩「知財政策と環境の調和に向けて～生物多様性条約と特許法～」、発明（発明協会）（2005年9月）45～57頁